職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究 (普通課程) -平成26年度 農林、化学、医療、デザイン、サービス、食品分野-【 調査研究概要 】

分 野:職業能力開発の実践に必要な調査研究

担当室名:教材開発室

1. 普通職業訓練について

普通職業訓練の普通課程は、中学校又は高等学校卒業者等を対象に「職業に必要な基礎的な技術・知識」の習得を目的とした課程である。訓練期間は、高等学校卒業者等を対象とする場合は、基本的に1年~2年(理容科等)であるが、臨床検査科のように3年とする科もある。中学校卒業者等を対象とする場合には2年としている。職業訓練基準(別表第二)には、普通課程の訓練科として13分野144科が定められているが設置(実施)されていない科も多い。現在、都道府県立の職業能力開発校が161校、企業・団体等による認定職業能力開発校(認定校)が1,139校設置されている。認定校の中には休止中の施設や科もあるが、時計修理科や鉄道車両製造科、食肉加工科等のように全国唯一の科として存在感を示している科もある。

2. 職業訓練基準について

職業訓練の基準は、職業能力開発促進法及び職業 能力開発促進法施行規則、同施行規則別表第二~第 七に基づき定められている。ただし、各自治体が行 う職業訓練については、地域ニーズ等を勘案し、弾 力的に実施できることとしている。別表第二は、主 要な産業分野に関する普通課程の訓練科を実施する にあたっての標準的な内容を示すとともに訓練を実 施する際の最低限の内容を示している。別表第二で 定める訓練時間は、総訓練時間の約6割であり、残 り4割の時間については、地域ニーズや産業ニーズ 等を勘案し、訓練実施者が自由に教科等の設定がで きるようになっている。

国が示す職業訓練基準は、その細目を含め、都道 府県が条例を策定する際の標準となるものであると 同時に訓練の核をなすものであり不断の見直しが求 められている。

3. 職業訓練基準の細目の見直し(普通課程)

基盤整備センターでは、厚生労働省と連携して職業訓練基準の改正に資する基礎資料を作成するとと

もに訓練の実施状況等を調査することとした。そのため、都道府県等の委員からなる基礎研究会を立ち上げ、訓練基準の教科・設備・技能照査の細目に係る見直しを行った。見直しにあたっては、アンケート調査やヒアリング調査等も実施した。今年度の見直し対象科は6分野37科である。

4. 基礎研究会の開催

基礎研究会の委員構成を表1に示す。委員は職業大の教員を含め5分野14名とした。食品分野については、委員を委嘱せず、アンケートやヒアリング調査を基に見直すこととした。基礎研究会は5回を予定したが、都合4回で取りまとめることができた。アンケート調査は、142施設を対象に行い43%の回収率であった。また、ヒアリング調査は、希少科を中心に10校を訪問した。さらに、委員が所属する訓練科の実施状況やカリキュラム編成等を写真付きで8校紹介することとした。

表 1 基礎研究会の委員構成

分野	系	委員数		
農林	園芸サービス	2		
化学	化学	2		
デザイン	印刷·製本	2		
	塗装	2		
	デザイン	3		
医療	保健医療			
サービス	オフィスビジネス	1		
	流通ビジネス他			
	理容•美容	2		

5. 細目の見直し結果

前回の見直し(H21年度)では、オフィスビジネス系と社会福祉系について大幅な見直しが行われた。今回は、特にアナログからデジタル化への対応が迫られている製版科や印刷料について大幅な見直し提案を行った。他の分野では、パソコン等の充実や機器の更新、不要機器の削除等、設備に関する見直しが中心となった。主な見直し点を以下に挙げる。

- ・公害検査科:公害関連の科目を大気、水質、騒音に整理。機器の更新と削除。
- ・造園:屋内実習場の床面を土とする。
- ・製版科:フィルム関連の細目をデジタル機器に対応した表記に修正。併せて、デジタル化に対応した機器への変更。
- ・建築塗装科:足場の組み立て解体に関する技能照 査の項目を削除。
- ・木工塗装科:設備の細目を新規に作成。
- ・商業デザイン科:教科の細目に「DTP」や「Web デザイン」を追加。暗室やフィルム乾燥機等を削 除。
- ・サービス系:パソコン機器等の充実。
- ・介護サービス科: 教科の用語で、老人 ⇒ 高齢者、 介護機器 ⇒ 福祉用具に修正。
- ・介護用品、痴呆性 ⇒ 認知症に修正。
- ・理容科、美容科:養成施設規則と関連するため特に修正は不要。

6. 訓練基準の運用と課題

訓練基準が定める訓練時間や訓練科目は総訓練時 間の約6割である。残り4割については、自由にカ リキュラムを組むことができる。そのため、各訓練 施設では特徴ある科目を設定するとともに、科名と して魅力的な愛称を使っている場合も多い。一方、 設備の細目は、標準的な設備・機器を示すものでは あるが、国の補助金を支出する際の算定基準ともな っている。そのため、設備については特に見直しの 要望が多い。表2に製版科の設備の細目(抜粋)を 示す。高等学校卒業者等と中学校卒業者等では実習 場の面積が異なる。中学校卒業者等の方が広い面積 となっている。これは学歴ではなく訓練期間(1年、 2年)による違いであるが誤解されやすい。また、 30人又は50人を1訓練単位とした表記をしてい るが、20人や40人で行う場合については細目で 示されていない。このように設備の細目の表記方法 については、改善が望まれる。

表2 設備の細目(製版科の抜粋)

名称	摘要	数量								
		高等学校卒業者等 中学					学校卒業者等			
		30人を1		50人を1		30人を1		50人を1		
		訓練単位		訓練単位		訓練単位と				
				として訓練		して訓練を				
		を行う場合		を行う場合		行う場合		を行う場合		
教室		60	m²	100	m²	60	m²	100	m²	
実習場		300	m²	380	m³	500	m³	630	m²	
デザイン実習場		80	m [‡]	95	m [*]	95	m [*]	110	m [‡]	

技能照査の細目は、教科の細目と連動するのが原 則であるが必ずしも関連付けられていない場合があ る。技能照査の細目は、技能照査の試験問題を作成 する際の指針となることからさらなる見直しが必要 である。

7. まとめ

別表第二に基づく教科・設備・技能照査の細目等に関する調査研究を行った。見直しが必要と思われる個所については、修正案として取りまとめ厚生労働省能力開発課に提出した。また、アンケートやヒアリング等の結果から、訓練基準の見直し要望や訓練の実施状況、課題等について把握することができた。特に、全国唯一の訓練科を運営する認定校をヒアリングし、業界における人材育成の意気込みを感じ取ることができた。

最後に、基礎研究会の委員をはじめ委員の派遣や ヒアリング等にご協力いただいた各職業能力開発校 並びに都道府県の能開主管課に御礼申し上げます。



※全国食肉学校の実習風景

【本書の活用方法】

○本報告書は、公共の職業能力開発関連機関及び民間職業訓練施設における訓練カリキュラムの作成及び設備機器の検討、技能照査試験の実施等にかかる基礎資料として活用が期待される。

注記 本報告書等は、基盤整備センター「職業能力開発ステーションサポートシステム 基盤整備センター刊行物検索」から閲覧、ダウンロードができます。

URL : http://www.tetras.uitec.jeed.or.jp/